部局名	事業別箇所名	再評価 年度	着手 年度		見 直 し				
				再評価の 判断	内 容	縮減事業費 (百万円)			
	土地改良事業								
農政部	畑地帯総合土地改良 (上田市塩田)	H10	H 1	計画変更	平成15年度以降施工区間の幅員を4.5mから 3.5mに縮小する他、農道終点側L=190mを上田市 の施工とし、事業を平成16年度で完成する。	25			
	林道事業								
	東山線	H10	S57	見直して 継続	L型擁壁の採用、ガードレールに代え視線誘導柱 を採用、曲線区間の拡幅量を変更	25			
	千遠線	H10	S37	見直して 継続	線形の変更により土工量を抑える。	86			
	渡沢鳥居峠線	H10	H2	見直して 継続	L型擁壁を採用する。	83			
	大川線	H10	НЗ	見直して 継続	線形の変更により土工量を抑えるなど、効率的な 開設とする。	52			
	戸谷沢線	H10	H4	見直して 継続	L型擁壁の採用、線形の変更により土工量を抑える。	9			
	弓の又線	H10	H1	見直して 継続	支障木の伐根を法面保護工に再利用、コンクリート 擁壁を木製に変更	162			
	相木川上線	H10	S51	計画変更	L型擁壁の採用、ガードレールに代え視線誘導柱 を採用、曲線区間の拡幅量を変更、トンネルの廃 止、幅員を5.0mから4.0mに縮小する。	343			
林務部	長谷高遠線	H10	S 55	計画変更	幅員を5.0mから4.0mに縮小、L型擁壁の採用、路盤材にリサイクル材の利用、間伐材補強土擁壁の採用	672			
	田口十石峠線	H10	Н3	計画 変更	開設区間を起点から既設林道灰立線に連絡させるまでとし、財政の厳しい間は以降の計画を休止する。幅員を5.0mから4.0mに縮小する。	170			
	西部線	H10	Н3	計画変更	開設区間を起点から既設林道小横川線に連絡させるまでとし、財政の厳しい間は以降の計画を休止する。幅員を5.0mから4.0mに縮小する。	645			
	高森山線	H10	S58	計画 変更	開設区間を終点から村有林施業ポイントまでとし、以降の計画は中止する。	1,304			
	白馬小谷東山線	H10	S48	計画変更	開設区間を起点から林道黒川線までの区間と終点から林道大久保線間での間とし、それ以外の計画は中止する。幅員を5.0mから4.0mに縮小する。	2,140			
	矢筈線	H10	НЗ	計画 変更	起点から森林整備実施予定箇所まで開設し、以 降の計画を中止する。	1,380			
	上和桐山線	H10	H1	計画変更	開設区間を起点から村道13号線に連絡させるまでとし、以降の計画は中止する。	1,550			
	西山南線	H10	H1	一時 休止	平成16年度以降の計画は、線形の見直しが終了するまで「休止」とする。	22			
	山の神線	H10	H4	中止	平成16年度以降の計画を中止する。	271			

					見 直 し	
部局名	事業別箇所名	再評価 年度	着手 年度	再評価の 判断	内容	縮減事業費 (百万円)
	都市公園事業					
	都市公園 松本平広域公園		H2	見直して 継続	・周辺との調和に配慮し、広場に計画して いる大型遊具は整備せず、芝生公園と する。	150
	都市公園 烏川渓谷緑地		H4	中止	一定の改変を伴う整備方針を、人と自然との共生に視点を置いた公園づくりに見直しする。 ・第1段階(H15)として森林体験エリアの約13haについて、園路の舗装構造等をを変更し基礎的な整備を行う。・第2段階以降(H16以降)は、事業としては中止するが、森林体験エリア約28haについてNPO、ボランティア等と協働し、緩やかな森づくり(手作り公園)へと転換していく。	670
	街路事業					
土木部	都市計画街路 公園線外1線 (豊科町 細萱)		Н9	中止	・公園線未整備区間の事業化は地域住民との合意形成に到っていないので、国道147号交差点から西側についての整備を中止したい。 ・ただし、国道147号までの交差部の改良が完了する。 ・公園へのアクセスについては、当面既存の道路を利用する。	1,278
	下水道事業					
	流域下水道 諏訪湖(豊田)	H10	S46	見直して 継続	・場内用水に使用するため、処理水中の残留物を除去する砂ろ過施設が改築時期を迎えているが、この改築を取りやめ、高度処理の砂ろ過施設からの配水とする。	405
	流域下水道 千曲川(下流)	H10	S60	見直して 継続	・管渠の埋設深を浅〈し、開削工法による 施工とする。	248

	事業別箇所名	再評価 年度	着手 年度	再評価の 判断	見 直 し				
部局名					内 容	縮減事業費 (百万円)			
	道路事業								
	道路改良(国)151号 落合~新野バイパス	H10	S49	見直して 継続	・トンネル内排水側溝を見直す。 ・工事期間を1年短縮し、供用を早める。	21			
	道路改良(国)152号	H10	S52	見直して 継続	・施工順序の見直しにより、仮設費を縮減する。	125			
	向井万場拡幅				・平面線形の見直しにより、立体交差を 解消する。				
	道路改良(国)117号	H10	H1	計画変更	・歩行者の動きを勘案し、需要の少ない 区間は歩道の設置を行わない。	300			
	替佐~静間バイパス				·計画区間内の旧規格改良済区間は、現 道利用とする。				
	道路改良(国)152号 高遠バイパス	H10	S54	計画変更	・縦断計画を見直し、計画道路高を下げ 土工量を削減する。	730			
					・歩道計画の見直しに伴い、土工量を削 減する。				
					・縦断計画を見直し、長大橋を3基の小規模 橋梁に変更する。				
土木部	道路改良(国)152号 小塩~由井神バイパス	H10	S52	計画 変更	・現道部の、既設路盤を有効利用する。	204			
					・上部工を耐候性鋼材に変更しコストを 縮減する。				
					・現道と並行する村道を通学路として利用し 、その区間の整備を見送る。				
	道路改良(国)292号 富倉バイパス	H10	S60	計画変更	・道路の縦断勾配を見直し、大型構造物 を極力縮減する。	950			
					·計画区間内のトンネル工事を取りやめ 現道利用とする。				
	道路改良(国)299号 本郷バイパス	H10	S57	計画変更	・歩行者の動きを勘案し、需要の少ない 区間は歩道の設置を行わない。	311			
					・のり面は構造物の設置を避け緑化を 図る。				
	道路改良(国)361号 地蔵峠バイパス	H10	S54	計画変更	・大型法面構造物を見直しコストを縮減する。	450			
					·計画区間内のトンネル工事を取りやめ 現道利用とする。				
	道路改良(国)406号 百瀬~茂菅バイパス	H10	S52	計画	・歩道幅員を見直すことにより、トンネル・ 橋梁の断面を縮小する。	540			
			JJ2	変更	·現道利用可能区間は暫定改良と完成形 の改良を見送る。				

	事業別箇所名	再評価 年度	着手 年度		見 直 し		
部局名				再評価の 判断	内容	縮減事業費 (百万円)	
	河川事業			l		•	
	広域基幹(旧中小) 農具川	H10	S63	見直して 継続	改修計画の線形を、直線的から川なりに見直し、 用地買収面積を縮小する。	20	
	広域基幹(旧中小) 万水川	H10	S43	見直して 継続	蛇行河川の改修を、バイパスのみから現川の築 堤とバイパスの併用に変更する。	404	
					低水護岸の構造をブロック張りからカゴマット及 び寄せ石に変更する	56	
	広域基幹(旧中小) 松川	H10	S39	見直して 継続	長野電鉄線松川橋梁から上流の残工事のうち、 橋梁直下流の床止め以外の工事については、状 況に応じ再検討する。	(2,510)	
	広域基幹(旧中小) 蛭川	H10	S35	見直して 継続	護岸工の構造を環境ブロックからカゴマットに変 更する。	69	
	広域一般 佐野川	H10	S47	見直して 継続	床止め工の底張りをコンクリートから木工沈床に 変更する。	6	
土木部	広域一般 湯川	H10	H1	見直して継続	背後地が計画高水位より高い場所について、堤 防の必要性を再検討し計画延長を見直す。	38	
	広域基幹(旧中小) 浅川	H10	S52	計画変更	新たな代替案を作成し河川整備計画に位置づけ る。		
	広域基幹(旧中小) 奈良井川	H10	S16	計画変更	大仏ダム事業中止に伴い、薄川の治水対策については、「長野県治水・利水ダム等検討委員会」において審議された。 奈良井川及び各支川の河川改修計画は、奈良井ダム、大仏ダム、女鳥羽ダムの3ダムによる洪水調節を考慮した計画となっているため、同検討委員会からの答申を受けて決定される県の対応方針に沿って、早期に基本高水流量の見直しを実施し、各河川の改修計画を立案する。		
	広域基幹(旧中小) 浦野川	H10	S47	計画変更	・未改修区間の背後地の人家が堤防より高〈、浸水時の被害影響が低いこと。 ・最下流及び中流域の一部区間の改修を行うことにより、既往最大の出水に対する浸水被害に対応できる。 このことから、一部整備区間を除〈区間の整備を中止する。	2,157	

	事業別箇所名	再評価 年度	着手 年度		見直し		
部局名				再評価の 判断	内 容	縮減事業費 (百万円)	
	浄化 諏訪湖	H10	S44	計画変更	浚渫事業は、全体計画の約5割が終わり、下水 道事業と合わせ諏訪湖の水質改善に一定の効 果が見られることから、第4期諏訪湖水質保全計 画の最終年度である平成18年度までに、計画に 位置づけている3万立方メートルの浚渫、湖内湖 1施設の設置及びこれまでに吹き上げた浚渫土 の処分を進め、平成19年度以降中止する。 処理ヤードにある浚渫土の処分について、新技	13,300	
					がによるコストの縮減を図る。		
	広域基幹(旧中小) 天竜川	H10	S37	一時休止	下流の国土交通省工事との進捗バランスから、 上流の県施行区間のみ先行して整備を進めることはできず、上流の県施行工事を先行することができないため当面休止		
	広域基幹(旧中小) 高瀬川	H10	S32	中止	堤防が完成し、河川断面が確保されているため、当面の安全が確保されており、根固工等を一部残すのみのため、事業を中止する。	206	
	広域基幹(旧中小) 百々川	H10	S27	中止	鮎川は百々川との合流部右岸側に残工事があるが、百々川右岸の地区より「鮎川の流下速度が増し、護岸に悪影響を与える。」との意見があり、地区の合意が得られず平成11年以降休止となっている。また、未工事区間の背後地が畑地であり浸水時の被災影響が小さいこともあり中止する。	100	
	低地 舟渡川	H10	S53	中止	余裕高分の築堤が残っているが、沿川は人家連 坦地区であり、計画高水位まで改修が進んでい るため中止	574	
十十立	ダム事業	1		1		1	
土木部	治水ダム建設事業 清川・清川ダム	H10	H4	中止	長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊 重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現 行事業を中止		
	河川総合開発事業 夜間瀬川·角間ダム	H11	S60	中止	長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現行事業を中止		
	河川総合開発事業 浅川・浅川ダム	H12	S52	中止	長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊 重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現 行事業を中止		
	河川総合開発事業 黒沢川・黒沢ダム	H11	H3	中止	長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現行事業を中止		
	河川総合開発事業 芦部川·郷士沢ダム	H12	H3	中止	長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊 重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現 行事業を中止		
	河川総合開発事業 駒沢川·駒沢ダム	H10	H5	中止	長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊 重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現 行事業を中止		
	河川総合開発事業 上川·蓼科ダム	-	S62	中止	長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊 重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現 行事業を中止		
	河川総合開発事業 砥川・下諏訪ダム	H10	S59	中止	長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊 重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現 行事業を中止		